

補足説明資料01

有害鳥獣による農作物被害金額

単位:千円

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
被害金額	1,150	1,150	1,150	0	40	1,725	2,371	3,650	758

被害の例



←イノシシにかじられたジャガイモ

有害鳥獣駆除対策費

単位:円

科 目	細 目	H21	H22	H23
需用費	アライグマ捕獲器			54,425
委託料	有害鳥獣駆除委託料	400,000	400,000	700,000
負担金、補助及び交付金	有害鳥獣駆除対策事業補助金	639,529	493,078	654,524
	アライグマ対策協議会負担金	16,500	4,500	1,500
計		1,056,029	897,578	1,410,449

有害鳥獣駆除対策補助金交付実績

単位:円

年 度		H21	H22	H23
電気柵	件 数	18	14	22
	事 業 費	1,203,077	869,388	1,267,538
	補 助 金	355,695	263,670	414,827
ワイヤーメッシュ等	件 数	23	18	21
	事 業 費	633,446	783,005	538,460
	補 助 金	283,834	229,408	239,697
計	件 数	41	32	43
	事 業 費	1,836,523	1,652,393	1,805,998
	補 助 金	639,529	493,078	654,524

有害鳥獣駆除(捕獲)実績

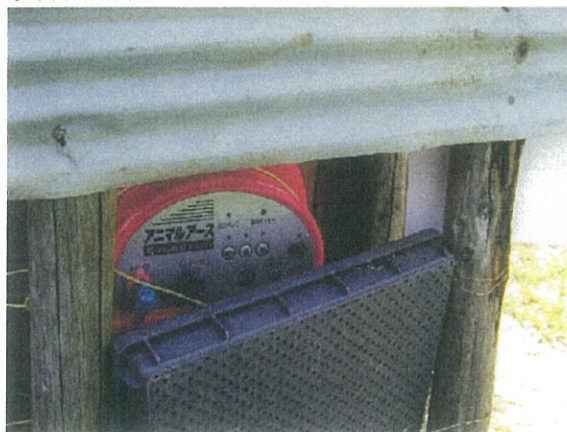
単位:頭・匹

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
イノシシ	9	13	11	13	16	16	11	30	85
アライグマ	-	-	-	-	-	3	11	3	1

イノシシ:有害鳥獣駆除委託による捕獲数

アライグマ:アライグマ対策協議会での処理数

駆除対策例



平成24年度 千早赤阪村農作物被害防止事業補助金について

○目的：千早赤阪村内に農地を所有する農家に対し、有害鳥獣(イノシシ等)による農作物の被害を防止するための施設設置材料費に対して補助金を交付します。

○条件：千早赤阪村内に農地を所有する農家で、健全な管理を行っている農地に支給します。

注) 前年度と同じ農地において、本年度は申請できません。

○補助内容：

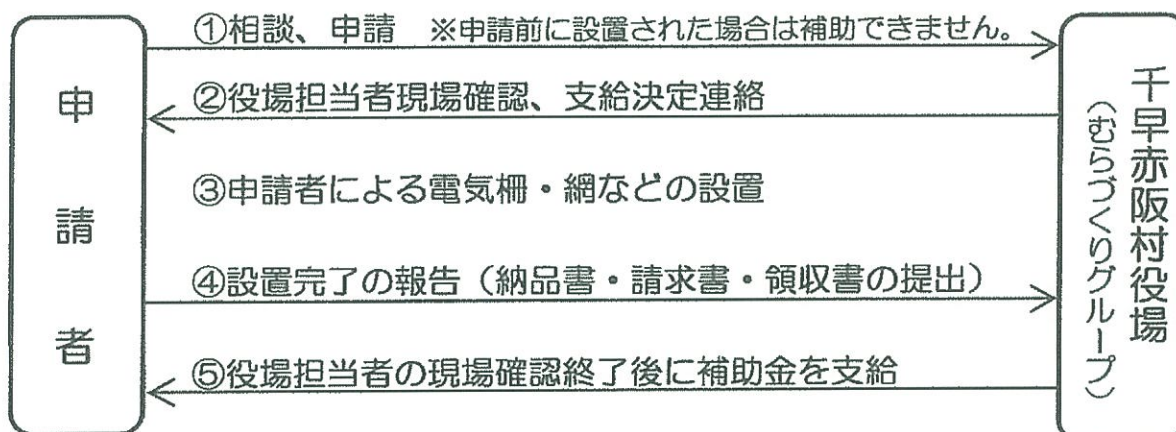
補助額は、施設材料費の2分の1を補助しますが、設置内容により補助金上限額を設定しています。

●設置内容による上限額

施設内容	補助金上限額
ワイヤーメッシュ、トタン、網 等	15,000円
電 気 柵	20,000円

○補助金支給まで・・・

☆申請受付は、4月2日(月)から先着順で受付しております。
補助金予算額に達し次第に締切ますのでご了承ください。



※補助金支給は振込とさせていただきます。

(裏面に続く)

材料購入時の注意事項

補助金を交付する際には

- 申請者が購入していること
- 材料明細が記載されていること

を確認する必要がありますので、

必ず、レシートと領収証（購入店の角印か取扱者印等が押印されたもの）2種類の提示をお願いします（役場でコピーし原本は返却します）。

※領収証に材料明細が記載されている場合は、領収証のみの提出で結構です。

【お問合せ】

千早赤阪村役場

地域振興課むらづくりグループ

電話 72-0081（代表）